

多摩美の森の家 利用規定

(位置・名称等)

第1条 本利用規定の対象とする管理棟は、次のとおりとする。

- (1) 位置 川崎市麻生区多摩美1丁目32番地
- (2) 名称 多摩美の森の家
- (3) 建物 木造平屋建て
- (4) 設置年月 平成19年3月

(目的)

第2条 川崎市麻生区多摩美1丁目32番地に設置された「多摩美の森の家」(以下、「森の家」という。)を、麻生区市民健康の森の自然と緑を守る拠点とするとともに、地域住民とのコミュニケーションを図る場として、森の家の利用方法等について必要事項を定める。

(利用資格)

第3条 利用資格は特に限定しないものとし、地域住民とのコミュニケーションを図るため、会員以外の地域住民の利用を積極的に促すものとする。

(利用手続き)

第4条 施設の利用については、事前に申請を行い、森の会の承認を受けるものとする。

2. 申し込みは原則1ヶ月ごととし、前月、第3日曜日の午前10時～12時の間、森の家にて翌月分の受付を行う。申込者は所定の「多摩美の森の家利用申込書」に必要事項を記入し委員会に提出しなければならない。

(利用承認)

第5条 森の家の利用は、森の会活動に支障のない限り承認するものとする。但し、次の項目に該当する場合は、委員会は利用を承認しないことができる。

- (1) 騒音、その他近隣に迷惑をかける恐れのあると認められるとき。
- (2) 公序良俗に反する恐れのあるとき。
- (3) 政治活動、宗教活動、営利事業で利用する場合。
- (4) その他、管理上支障がある場合。

(利用の優先順位)

第6条 森の家の利用は、原則として先着順とするが、森の会および森の会会員の緊急利用が生じた場合には、利用日時を変更していただく場合がある。

(利用区分および時間)

第7条 森の家の利用時間は、原則として午前9時から午後8時までとし、時間帯は次のとおりとする。

午前 9:00～12:00 (3時間単位)

午後 13:00～16:00 (3時間単位)

午後 17:00～20:00 (3時間単位)

但し、委員会で認めた場合はこのかぎりではない。

(利用料金の支払い)

第8条 森の家を利用する者は、森の家の利用料金として時間区分ごとに運営管理細則で定める利用料金を支払うものとする。

(利用上の注意事項)

第9条 森の家を利用する時は、次の事項を遵守するものとする。

- (1) 利用責任者を定め、利用時間を厳守すること。
- (2) 利用する権利を他のものあるいは団体に譲渡してはならない。
- (3) 森の家の鍵を複製してはならない。発覚した場合は、鍵の交換に伴う費用を実費で負担するものとする。
- (4) 利用者は、公序良俗を守り、他の利用者や近隣住民に迷惑をかける行為をしてはならない。
- (5) 未成年者が利用する場合は、必ず大人が利用責任者となり責任を持つこと。
- (6) 利用するに当たっては、器具、備品等を丁重に取り扱い室内を汚さないこと。また、許可なく付帯設備、備品等に張り紙をしたり、画鋸、釘等を打ち込まないこと。器具、備品等を持ち出さないこと。
- (7) 携帯用ガスコンロを使用するときは、事前に委員会に申し出、後始末を完全に行うこと。
- (8) 利用終了時は整理、整頓、清掃を行い、ゴミ等の廃棄物は持ち帰ること。
- (9) その他、委員会の指示に従うこと。

(利用の取り消し)

第10条 森の家利用者が次の事項に当てはまる場合、直ちに利用を取り消すことができる。

- (1) 公序良俗に反する場合、その他これに類する恐れがあると認められたとき。
- (2) 公安および風紀を乱す恐れがあるとき。
- (3) 第9条を遵守できないとき。
- (4) その他、管理上支障があるとき。

(損害賠償)

第11条 利用者は、故意または過失により建物、付帯設備、器具、備品等を破損滅失した場合その損害を賠償しなければならない。

付 則

この規定は、平成19年4月21日から施行する。

以上。

多摩美の森の家 管理運営細則

(利用時間および利用料金)

第1条 森の家利用時間区分および利用料金

午前	9:00～12:00	500円
午後	13:00～16:00	500円

(利用料金の納付期日および納付方法)

第2条 利用者は、利用前日ないし当日に、指定された委員に規定する利用料金を納入し鍵を受け取る。利用終了後は、速やかに鍵を返却する。

(利用者名簿の提出)

第3条 会員名簿の提出

利用する団体またはサークルは、森の家の管理上、所定の様式により利用者名簿を提出する。

第4条 休館日

森の家の休館日は以下のとおりとする。

盆供期 : 8月13日～16日の間。

正月期 : 12月28日～1月3日の間。

第5条 循環式トイレの管理

- (1) 森の会会員の活動日、森の会のイベント日及び地域住民の森の家利用の日にはトイレの開錠と施錠を行う。
- (2) 森の会会員及び森の家利用者は、利用の都度、少量の水で清掃し常に清潔を保持する。

第6条 その他

この細則に定めない事項は、委員会との協議事項とする。

以上。